

政令第 号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する
法律の施行期日を定める政令

内閣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月十三日とする。

理 由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。